

オドを打ち、日本経済を安定成長軌道に乗せることは、今日の財政金融政策に課せられた重大な責務であるらかと存じます。

先ごろ当国会におきまして、長時間にわたる慎重な審議の結果として可決成立了しました昭和五十二年度予算につきましては、いろいろな立場からのさまざまな評価がござりますでしようが、前に述べましたような観点から、私どもいたしましては、現在の財政政策に課せられた責務にこたえ、景気浮揚に妥当な役割りを果たし得るものと理解いたしております。

の面でも、先般來公定歩合の引き下げを初めとする各種金利の引き下げが実施されております。財政金融政策の両輪がうまくかみ合ひ、一日も早く日本経済が健全な状態を回復することを希望し、私どもいたしましてもできる限りの努力をいたしたいと存しております次第でございます。

さて、ただいま当委員会で御検討されております昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案は、昭和五十二年度予算と表裏一体をなし、予算を財源的に裏づけるものでございます。

御高承のとおり、わが国の財政法は、たてまえとして均衡財政主義をとり、国債を発行する場合

には、いわゆる建設国債に限り認めることとしております。この国債発行に対する厳しい歴どめは、国債発行がもたらした過去の苦い経験に基づくものであります、可能な限り尊重されなければならぬことは申すまでもありません。しかしながら、本五十二年度に限つて見ますと、一方で長期にわたる不況から稅収が伸び悩んでいるという厳しい現実があり、他方で景氣浮揚のために最大限の手段を講じなければならないという差し迫った状況がございますので、あえて特例法によつて四兆五百億円の国債を発行するということも、残念ながらやむを得ないのではないかと考える次第でござります。

もちろん、特例国債に限らず、建設国債についても同様でございますが、国債の発行につきまし

ては、国民经济の立場から見まして、特に私ども金融関係者の立場から見まして、幾つかの問題がござります。

その第一は、インフレーションの問題でござります。懸念されるところは、国債の発行によって財政支出が増加し、通貨の膨張をもたらして物価が高騰するのではないかということであるうかと存じます。現在の国債は、その大部分が市中金融機関によって引き受けられておりますから、国債の発行はその分だけ銀行の対政府信用の増大となり、マネーサプライもそれだけ増加する要因になります。そこで、勿論の高騰と誤認するおそれ

政策の面からも調節が行わるまじょうし、また大幅な需給ギャップが存在し、供給が必要を上回っているという。昨今の経済情勢のもとでは、需要超過によるインフレーションについてはさしあたりは発生する可能性が少ないと考えてよろしいかと存じます。

以来懸念され続けてきたこと』でございますが、今まで表面化することなく経過してきております。それは申しますまでもなく、投資活動の停滞に伴い民間の資金需要が鎮静していることがその最大の理由でございます。さしあたり企業の投資意欲は冷え込んでおり、資金需要も盛り上がる気配が薄いようですございますから、クラウディングアウトが生じる可能性は当面のところ小さいと見てよろしいかと存じます。

このように申しましても、インフレーションの懸念にしろ、クラウディングアウトの懸念にしろ全く心配しないでいいということでは決してございません。今後の景気の推移次第によりましては、表面化する可能性もなお残されていようかと存じます。したがいまして、国債発行につきまし

ては、ときどきの経済情勢を十分に考慮しつつ彈力的な態度で臨まざることが必要かと思われます。

以上、申し述べましたように、特例国債の発行につきましては、問題があるとは存じますが、現在の経済情勢、財政状態のもとにおいてはまことにやむを得ないものと考える次第でござります。したがいまして、特例法案につきましても、早期の成立を図ることによつて、五十二年度予算に財源上の裏づけを与える、その景気浮揚効果を早期に十分に發揮させることが肝要かと存じます。

たお この席をお借りしまして、最後に私とともに、國債の最大の引受け機関としてのお願いを申し述べておきたいと存じます。それは、國債大盤発行時代にふさわしいよう、國債管理政策を見直していただきたいということござります。具体的には、まず國債発行条件の彈力化ということがござります。申しますところは、市場原理を尊重して、市場の実勢を勘案しつつ、國債の発行条件を弾力的に変更していただきたいということでござります。“これは基本的には、先ほどから申しておりますインフレーションとか、クラウディングアウトを防止するためにも必要なことかと存じま

なお、先般米の金利水準改定の一環としまして、本年五月から国債発行条件の改定が実施されました。今後とも引き続き国債発行条件の改定につきましては、ときどきの市場実勢を考慮して彈力的に取り組んでいただきたいと存じます。

次に、国債流通市場の整備ということもぜひお願いしておきたいことでございます。本年度末の国債発行残高はこのままでいきますと三十兆円を超すことになりますが、これは一昨年度末の二倍の金額でございます。こういう状況の中で今後円滑に国債の消化を図っていくためには、発行条件の弾力化とともに、流通市場の整備を進めることがぜひとも必要であることに皆様の御関心をお寄せいただき、必要な施策の具体化を促進されるようにお願いいたします。

○委員長(安田隆明君) どうもありがとうございました。
これをもちまして私の陳述を終わらしていただ
きます。御清聴ありがとうございました。

○参考人（中山好三君） 次に、中山参考人にお願いいたします。
本日は、昭和五十二年度の公債発行の特例に関する法律案につきまして意見を述べるようとのことでございましたので、証券界の立場からしさか所見を申し上げ、御参考に供したいと存します。

昨年半ば以降のわが国経済は、御存じのとおり景気回復が依然としてはかばかしくなく、いわゆる中だるみ状態を続けておるのが現状でございます。これは、昨年年初以来輸出の拡大を中心としたしまして、景気回復の糸口をつかんだわけでございますが、その後、年半ば以降は、この輸出拡大が個人消費や設備投資など内需の拡大に順調につながっていかなかつたことによるものではないかと思うのであります。

たとえば四半期別の実質成長率の推移を見ますと、昨年一・三月期が対前期比三・二%、同四六月期が一・三%であったのに対しまして、七一

九月期は(一・四%)、十二月期は(一・六%)とい
う非常に低い水準にとどまつたのであります。こ
としに入りましてからは、二月に五十一年度補正
予算が成立いたしまして、公共投資の追加支出が
行われましたことと、並びに先進国の景気の持ち
直しなどに伴いまして輸出が再び増勢に転じまし
たことなどもございまして、一部の景気指標には
若干上向きの兆しもうかがえるわけでございま
す。しかし一方では、高水準の在庫を削減するた
めの生産調整が行われておる現状でありまして、
商品市況も概して低迷状態を続けておるのでござ
います。この結果、企業業績の回復テンポは頭打
ちの様相を見せ始めておりまして、現在発表され
つつあります三月期決算実績及び九月期中間決算
見通しも素材産業を中心としていたしまして致し、數

字になるものと予想しております。総じて着実な回復軌道に乗るまでには至っていないというのが、今日のわが国の経済の現状と考えるのでござります。

こうした景気中だるみの長期化によりまして、わが国経済には幾つかの問題点が生じてまいっております。国内的には企業倒産の増加、雇用面の改善のおくれなど、国民生活の不安がなお解消しきれていない状況にござります。また、大幅な需給ギャップの存在、景気の先行き見通し難などから企業家マインドは依然として沈滞しておる現状でございます。

一方、対外的には、輸出の拡大に対します批判が高まつております。米国並びにEC諸国を初め、各方面におきまして摩擦を引き起こしているのは御存じのとおりでございます。したがいまして、この際、国内の需要を喚起し、景気を着実な回復軌道に乗せていくことが緊急の課題であると考えるのであります。こうした意味で財政政策、金融政策を中心とした景気立て入策への期待が非常に高まつている次第でございます。

このような事態を背景といたしまして、政府当局におかれましても、さきに国会で成立いたしました昭和五十二年度予算の執行に当たり、年度上半期の公共事業契約率を高めるいわゆる前倒し執行が進められており、この効果は逐次あらわれてくるものと私どもは期待しております。

また、金融政策面でも、先般公定歩合が六%から五%に引き下げられ、これに伴いまして預金金利、長期貸出金利、公社債発行利回りなどが相次いで大幅に引き下げられたのであります。この金利引き下げにつきましても、私どもは企業の設備投資や個人の住宅投資などに刺激を与えるものとしてその効果を期待しておる次第でございます。

かつまた、今回の利下げが政府・日銀当局の景気回復促進への強い決意をあらわすものといたしまして、産業界に対します心理的効果も大きいと考えるのでござります。しかしながら、今日のわが国経済は、需給ギャップが非常に大きく、また一

方、今回の大幅利下げを織り込みましても、なお一般的には企業の収益率と借入利子率との間には逆ざやが残る一面もございます。したがいまして、利下げが直ちに設備投資マインドにつながつてまいるかということがありますと、いま申し上げましたような制約があるだけに多少時間もかかるのではないかと存じます。

このようない状況でございますので、私どもはさきに成立いたしました昭和五十二年度予算につきまして、景気浮揚と国民生活の安定化という要請にこたえたものとして改めて評価申し上げる次第でございます。

本日、意見を申し述べるようとの御指示がございました本特例公債法案は、この五十二年度予算の裏づけとなるものであり、現下の財政状況から見まして、まことにやむを得ないものと存ずる次第でございます。わしろ私どももいたしましては、この特例公債法案によります財源を前向きに、かつ効果的に活用され、景気の早期回復を達成いたしましたものが、昨年五月には七百億円に亘り、赤字財政からの立て直しが進むことを強く期待するものであります。

本特例公債法案により発行されます国債の消化につきましては、私ども証券界といたしましては、建設国債とあわせまして全力を擧げ取り組み、財政の円滑な運営のため、いささかなりともお役に立ちたいと考えておるところでござります。なお、昨年度は特例公債法案の成立がおくれました御配慮、中期割引国債の創設、積極的な国債PR活動など、国債大量発行に即応した適切な施策を種々講じていただいております。これらの結果、特に最近の個人消化額は飛躍的な増大を見ておりまして、昭和五十年度前半には月間百八十億円程度でございましたものが、昨年五月には利付国債千六百五十億円、割引国債八百億円の消化を達成した次第でござります。五十一年度通算で見ますと、利付国債九千五百二十九億円、割引国債九百八十九億円となりまして、市中消化に占めます比率も、利付国債のみで一五・八%という高水準に達しております。私どもはこのような成果に甘んじることなく、今後とも國債個人消化の促進になお一段の努力を傾けてまいる所存であります。

つきましては、この機会に私ども証券界がたびたび申しておることではございませんが、二点ばかり希望を申し上げまして、改めて委員各位の御理解と御配慮を煩わしたいと存じます。

その第一といたしましては、国債の発行条件を弾力化し、投資対象として常に魅力あるものとし得ることがござります。過去におきましては二点ばかり希望を申し上げまして、改めて委員各位の御理解と御配慮を煩わしたいと存じます。

次に、私ども証券界が担当いたしております国债の個人消化につきまして近況を御報告さしていただき、あわせて若干のお願いを申し上げ、委員各位の御理解を賜りたいと存じます。

次に、私ども証券界が担当いたしております国债の個人消化につきまして近況を御報告さしていただき、あわせて若干のお願いを申し上げ、委員各位の御理解を賜りたいと存じます。

各位の御理解を賜りたいと存じます。

私ども証券界は、昭和四十一年に国債発行が再開されましてから、国債の個人消化の持つております意義の重要性を強く認識いたしまして、この十年余りの間地道な努力を重ねてまいりました。

この結果、今日までの証券界の個人消化額は、通算いたしまして二兆六千二百億円に達し、市中公募額のおよそ一二%を占めるに至っております。

特に国債大量発行時代を迎えた昭和五十年度半ば以降におきましては、私どもは販売態勢の強化と国民の国債に対する理解の浸透に尽力を挙げて取り組んでまいております。こうした私ども証券界一丸となつての努力の積み重ねに加えまして、御当局におかれましても、発行条件面での配慮、中期割引国債の創設、積極的な国債PR活動など、国債大量発行に即応した適切な施策を講じていただいております。これらの結果、特に最近の個人消化額は飛躍的な増大を見ておりまして、昭和五十年度前半には月間百八十億円程度でございましたものが、昨年五月には利付国債千六百五十億円、割引国債八百億円の消化を達成した次第でござります。五十一年度通算で見ますと、利付国債九千五百二十九億円、割引国債九百八十九億円となりまして、市中消化に占めます比率も、利付国債のみで一五・八%という高水準に達しております。私どもはこのような成果に甘んじることなく、今後とも國債個人消化の促進になお一段の努力を傾けてまいる所存であります。

つきましては、この機会に私ども証券界がたびたび申しておることではございませんが、二点ばかり希望を申し上げまして、改めて委員各位の御理解と御配慮を煩わしたいと存じます。

して国債の売買高は三兆円強でございます。前年度に比べますと二・五倍にふえておりますが、公社債全体に占めます比率で見ますと四・五%と、まだきわめて小さな規模にとどまっているのが現状であります。しかしながら、発行残高の累増に伴いまして、国債の売買高はなお一段と增大に向かうであろうと予想しております。そうした中におきまして、国債に対しましては、國民の信頼を高めますとともに、国債を金融資産の中核として定着させまいりますために、国債流通市場の整備が大変重要な課題となってくると考えております。

証券界といたしましては、これまでに国債の取引所における売買仕法の改善、国債流通金融の拡充、非課税国債、担保金融の実施等、国債の流通市場整備のためにいろいろの施策を実施してまいりました。しかしながら、欧米先進諸国に見られますように、国債を、公社債市場における中核的存在として定着させていきますためには、さきに申し上げました発行面の改善とあわせまして、国債整理基金による買い入れの弾力的実施とか、公開市場操作の機動的運用、あるいは国債流通金融の一層の拡充など、流通円滑化のための諸施策を推進していくことが肝要かと思うのであります。委員各位並びに関係当局の御理解、御配慮をお願いする次第であります。

以上で私の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長 安田隆明君　どうもありがとうございました。

ました。

次に、肥後参考人からお願いいたします。

○参考人（肥後和夫君） 成蹊大学の肥後でございました。

まず、私は財政制度審議会の委員でもございますが、きょうの意見陳述は、財政制度審議会の委員としてではなくて、むしろもとと自由率直に一研究者として意見を述べさせていただきたいと思ひます。

中山両参考人からすでにございました

ので、私は、時間を節約いたしますために本論に
早速入りたいと思います。

第一の意見でございますが、五十二年度特例公債四兆五百億円の発行は、本年度に予想されます経済情勢を前提にいたします限り、経済安定政策上やむを得ない措置であり、かつ、この公債の発行の特例に関する法律案をおおむね妥当であると考える次第でござります。

その理由の第一でございますが、政府は、インフレを回避しつつ実質経済成長率六・七%、国際収支の黒字減らしを本年度じゅうに達成し、世界経済の安定に寄与することを世界に公約しておりますが、他方国内経済について見ますと、民間部門におきます民間投資、特に設備投資及び個人消費の停滞のために、大幅な民間部門貯蓄超過が発生しております。したがいまして、総需要の適切な管理を通じて国内的に国民生活の安定を図りつつ、さらには国際経済の安定に対する応分の責任を果たしますためには、本年度予算に計上された規模の特例債の発行は、発行しないで済みますものならば発行しないに越したことはないということは言うまでもございませんが、当面やむを得ないと考えるものでございます。

第二の理由でございますが、この特例債の発行に当たりましては、五十一年度の場合と同様に、発行規模を予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内に限り、出納整理期間中も発行できることとし、かつ償還のための借りかえは行わないこととされておりますが、これは過剰発行に歯どめをかけ、かつ、償還の実質的成果を自己に義務づけるという意味で、まあ、政府自身に義務づけるという意味で適當な配慮であろうと考えるものであります。これが第一の意見でございます。

第二の意見としまして、赤字公債は、しかしながら、異例中の異例と考えるべきものであります。できるだけ早く赤字公債に依存する状態から脱却し、建設公債、市町消化の原則に基づき節度ある経済運営が行われるような健全な状態に復帰

以上のお意見の理由としまして、第一に、赤字公債の発行が望ましくないという理由——私の理由は、経済理論上の理由ばかりではなくて、むしろその経済理論を実践する場合の政治的な力学についての考慮からでございます。純粹に経済理論的に考える場合でございましても、公債発行の問題には、経済安定の問題ばかりでなく、資源配分論あるいは所得再分配論からの問題も当然に生ずるわけでございますので、経済安定の観点だけが唯一の観点であるとは思いません。しかし、経済安定の視点に限って申しますと、民間部門に貯蓄超過があり、かつ経済が不完全雇用下にあります場合には、公共部門におきまして赤字をつくり出す必要があるという考え方は一般に支持されていると思います。その場合、政府支出が将来の生産力増加に寄与するものであります場合には、政府支出增加によって公共部門に赤字をつくり出すことは資源配分の観点から申しまして、世代間の負担の公平を図るものとして支持されると思います。

あつたかということは私自身は疑問としておりま
す。しかし、これはすでに決着のついた問題であ
りますのであるいはよけいな意見かもしませ
ん。

次に、しかし、赤字公債の発行による公共部門
の資源調達は、その段階でだれもその負担を直接
に意識することができますが、また、生産力効
果があつても具体的な設備として残らない場合に
は一層そうでございますが、適切な公共部門と民
間部門の資源分配の手段としては全く歯どめが効
きません。もちろん、市中消化によって財源が調
達されます場合にはクラウディングアウトが生じ
まして、公共部門の支出と民間投資の間に緊張状
態が発生するでございましょうが、個人消費と公
共需要の間にはこのような歯どめが全くありません
。したがって、政府は国民にとって何か欲しい
ものを何でも提供してくれる万能者のような存在
と錯覚される危険があり、公共部門が民間部門よ
りも過大になる政治力学が働きます。また、公共
需要と税負担の関連が軽視されると、超過需要
が発生して、増税が必要になりましたときに、納
税者にその公共需要に見合う税負担に対する合意
ができるないことから、増税が不可能になり、増
税と減税の間に非可逆的な関係が成立することを
注意しなければならないと思います。

さらに、大き過ぎる公共部門は、国民経済の生
産力を長期的には低下させるものであるという考
え方が、近年における西欧福祉先進国の共通の認識
になりつつあるということが最近注目されるも
のでございます。この問題は、イギリス、フラン
スあるいはイタリアそれぞれの政府が、現在、公
共部門の資源を、むしろ生産力効果のある工業部
門に移すことによって、経済の起死回生を図ろう
としている点に非常に顕著に見られるわけでござ
います。わが国の場合、過去の高度成長時代の行
き過ぎで、社会資本や社会保障水準の立ちおくれ
があることが指摘されておりますし、私自身も過
去にたびたびこのような主張をしたものであります
が、社会保険の問題につきましては、人口老齢

化や年金の未成熟化の問題と深い関連がございまして、現状ではむしろ格差の是正とか、給付と負担の長期的な均衡を図る問題の方に重点が移つてゐるのではないかと思ひます。

社会資本の問題も、さしあたりは公共投資の増加が必要でありますけれども、将来の問題として分につきましては、常に国民の選択を問い合わせ直す必要があるという意味で、そのような機能を基本的に持つてゐるといふべきです。その意味におきましても、五十二年度予算における公債依存度が前年度より一・二%下がつて二九・七%になったという引き下げの努力は見られますものの、世界一高水準であり、アメリカの一〇・七%、イギリスの一六・八%、西ドイツの一三・五%に比べて異常に高いことは危険視すべき徵候ではないかと考えております。したがいまして、公債発行が必要な場合でも、公債発行対象は比較的伸縮性のある公共投資に限り、建設公債市中消化の原則によることが望ましいと考えるものであります。

政治的な配慮の問題でございますが、繰り返しますけれども、選舉民が税負担を喜ばない

こと、第二次大戦後は特にそうであります。政

府支出の利益が国民全般に及ぶような分野が非常

に広がってきておりますことから、選舉民に喜ばれようとする政治的配慮が働けば、赤字を膨張さ

せるおそれが十分にあることは率直に言つて否定

できないものであろうかと思ひます。したがいま

す。なお、特例公債の償還のためには、現在一・六

%の国債整理基金に対する繰り入れ、前年度剩余

が問題にならうかと思ひます。したがいまして、

公共部門と民間部門の間における資源の適切な配

り、もう一つは、赤字公債依存から脱却すること

が問題にならうかと考へます。

そこで第一に、公債管理を成功させるための条

が、すでに申し上げたことと重複するのでござい

ますが、公債発行による国民の税及び公共料金等、負担の直接的な回避は、当面インフレを生ぜ

しめない程度の赤字公債の発行を可能にするとい

たしましても、長期的には公共部門の肥大化に伴う生産力の衰弱を招き、西欧諸国に見られますよ

うなスタグフレーションを招くおそれがあること

になります。

私見を述べさせていただきますならば、三下憶

円の積極的減税が実質的に五十一年度分の赤字公

債の発行によって賄われておりますこと、それか

ら現在、政府管掌健康保険の赤字が安易な借り入

れて賄われる傾向がありますことなど、将来の財政運営に危惧の念を持たざるを得ないような徵候

が非常に多くございます。このような徵候はすべて赤字公債発行の原因になります。それにつけましても、積極的な赤字公債の発行によって景

況回復を図った高橋財政が、一時的には華やかな

成功をおさめたかに見えましたにもかかわらず、

最終的には財政支出膨張に耐えどめがかかるなくな

り、藏相自身の命がけの抵抗にもかかわらず、財

政的破局と国家的破局を招いた歴史的な苦い体

験を想起せずにはおれません。

最後に、赤字公債依存からの脱却のためには、

長い努力が必要であります。この点を財政収支

試算を手がかりに考えますと、さしあたり二つの

課題が注目されます。一つは公債管理の問題であ

りますが、また増税によって所要の財源を調達

する場合にも、その時期が過ぎては間に合いません。

そこで第一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第二十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第三十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第四十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第五十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第六十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第七十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第八十九に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十一に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十二に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十三に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十四に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十五に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十六に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十七に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

そこで第九十八に、公債管理を成功させるための条

が問題にならうかと考へます。

はなはだらうかと、一方ふうに考究するつまでござ、

ます。財政政策の効果は直接的であるといわれますが、減税による個人消費の刺激も、公共投資の水準も、五十二年度予算におきましても必ずしも十分とは言えないわけでございます。

昨年、参議院の大蔵委員会の公聴会で同じ場景を与えられましたときに、私自身は、高度成長期の財政の仕組み、たとえば不公平税制であるとか、あるいは歳出の再点検であるとか、いろいろなことを申し上げたわけでござりますけれども、

〔委員長出席席 現戸塚進也君着席〕
本年の新しい情勢で考えてみると、経常支出の比重削減による公共投資の大幅増大であるとか、あるいは資金運用部資金の国債消化の比率の増大

であるとか、あるいは地方交付税特別会計への資金運用部資金の貸し付け、これは明らかに長期の

貸し付けであり、本来は国債なしでは地方債の発行によるべきものであります。が、そいつたものの比率の増大は、一般会計あるいは地方自治体の普通会計の経常支出に資金を運用する割合をその分だけ高め、その分だけ財政投融資の規模を圧縮することになるのではないかというふうに考えるのでござります。つまり財政政策における不況対策は、公債の増大というふうな形に必ずしも直ちに帰着しない方法で、経済効果を高めていくということがもつと考えられてよいのではないかと、いうことでございます。

で、財政政策に比べまして不況対策の効果が弱いといわれております。金融政策が、現在ではむしろ財政政策以上に不況対策の中心となっているというふうにもとらえられるわけでございまして、ここに一つの問題を考えるわけでございます。特に、今回の公定歩合を中心とした金利引き下げは、貸出金利あるいは事業債発行金利の低下のコスト効果を通じて、企業の投資活動に影響を及ぼすということが一つのねらいとされておるわけですがありますけれども、そうした金利の投資効果が弱いと見られておるだけに、シグナルとしての効果はあるといったとしても、問題となるわけでござ

一〇

また、国債の大量発行に依存する政策も、結局は、金融手段によって不況克服を図るということにつながつてくるものでありまして、後から申しますように、今回の金利引き下げ政策も、結局は大量の国債発行の環境つくりではないかとうふうに考えられるわけございまして、金融政策の方向がもっぱら不況対策に向けられておるという現状に一つの問題を感じるのでござります。むしろ財政政策は、もと効果の上がるような形での不況対策をねらい、金融政策は、通貨価値の安定をもう少し目標の中心に置くという形で、需給ギャップあるいは貯蓄超過の吸収を図る方がベターではないかということを考えるわけでございまして、大量の公債発行が安易な形でなされるということに疑問を持つ次第でございま

大量的の国債発行には、このような問題点があると考えるわけでございますが、最初に述べましたように、金融面から特にその発行あるいは累積の影響を中心にしてみたいと思います。

四十六 七年のいわゆる金融超緩慢下における低金利政策と比較いたしまして、今回の低金利政策につきましては、企業段階における手元流動性

は、資金需要の減退も手伝いまして、ある程度指摘できるかと思いますけれども、大量の国債の引き受けということがございまして、都市銀行を中心とした金融機関の段階では、依然として外部負債の水準が落ちておりませんで、都市銀行は大量の外部負債を依然として抱えておるわけでござります。ここに昭和四十六、七年と今回との金融緩慢化の度合いの違いといふものを考えるわけですが、こうした金融事情のもとで低金利政策を遂行するということの意味は、先ほど申し述べましたように、大量の国債発行の環境つくりではないか、というふうに見られないこともないと思ひます。資金コストの面から都市銀行、地方銀行等、普通銀行の国債消化比率が高くなつておる

のナビゲーション、第三章、魚雷三の開拓は、一部の利

外を除きまして日本銀行に売却する以外流動化が
考えられないわけでございます。そこで、後々大
量の国債を消化していくためには、資金繰り上何
らかの形で外部資金の導入が必要になるわけでござ
りますが、当面の国債は一部が償還され
てござりますが、

ざいますが、御承知のようにコール市場には私ども外部の者から見ましてもかなり深く日本銀行が介入しておられるというふうに見るわけでございまして、コールレートはやや高目に維持されるよう誘導されておりますけれども、そのコール取

弓の力なり! 身にまで介入が及んでおるのではないかというふうにもとれるわけでござります。そこで、外部資金の調達に当たりましては、公社債市場、特に現先市場での債券売却によつて資金繰りをつけるという方法をとつておるわけでございますが、

〔理事・事務局出席、委員長着席〕
その場合に、売却した金融機関にはキャヒタルロスが生ずるということござります。昨年の九月から十二月にかけて公社債の利回りが上昇しておりますわけでございます。都市銀行の資産売却がその原因でありますが、その場合に、十二月に日

本銀行が買いオペを行いました。これによつて公社債の利回りを下げるに、つまり長期金利の方向をそこで転換させていくという政策がとられたわ

けでございます。今後も大量の国債発行が続き、そして現状のような超過構造のもとにおきましては同じような形が進められるのではないかということがございます。つまり、現在のわが国の金融構造が、割引国債の出現などでかなり個人消化による政策は、自由になつておるということを言われるとしても、なお間接金融優位の金融構造のもとで行われておるわけでございまして、そこでとられる現先市場の利回りですら、そうした日本銀行の都市銀行を中心とした金融機関に対する操作によつてコントロールできるわけでございまして、かなり金利の誘導が可能になつておるのではないかということをございます。で、先ほど述べられて

第三二二、氣道のうちには明田の单刀を

おりますように、流通化あるいは利回りの強化化後のことなことが主張され、世上金利機能の活用が今後の金融政策に必要であるというふうに言われておるにもかかわらず、事實は規制という方向が進められておるわけでございまして、そういった意味で現在の低金利政策も、私には人為的な形で推し進められたものであるというふうに映るわけでござります。で、やはり大量の国債発行に伴いまして流通化あるいは利回りの彈力化ということは、その歴どめの意味からも望まれるわけであることは、これまでの参考人も申し述べられたとおりでございます。

次に、第二に、こうして今後も続くであろう人為的低金利政策の問題点をいたしまして、この預貯金金利の問題がございます。大量の国債発行を行ふことによるための環境づくりということで行われた人為的低金利政策が、わが国の間接金融構造のござります。

もとでは、預貯金金利の引き下げを基盤にするところまで、元来わが国の預貯金金利といふものは、金融機関の経営サイドから決められるという、そういう性格を現実には持つておるわけでござります。金融機関の経営サイドから直接的には貸出し金利あるいはこの公社債利回り、運用利回り等の運用利回りが動きますと、それに応じて資金コストの面から預貯金金利の引き下げというものが非常に軽視されるわけでござります。そこで、そこに、その交渉力も弱く、説得性も持たない個人あるいは庶民の預貯金者としての立場というものが非常に軽視されるわけでござります。ういふた意味で、この今後も続くであろう人為的な低金利政策のもとでは、庶民はインフレによる物価上昇の圧力、それから預貯金金利の引き下げができるのではないかというふうに考へる次第でござります。

次に、第三番目に、やや長期的な視点に立ちまして問題を考えるわけでございますが、現在資本主義

コストの点で都市銀行、地方銀行と相互銀行、信用金庫等中小金融機関との間に一%近くある場合は開きがあるわけですが、これは国債消化について普通銀行に非常に大きな負担がかけられておるということの一つの原因でございます。そうした場合に、まあ預金金利の引き下げということも先ほど来た問題になるところでございますが、特に、経費率を引き下げて資金コストを低下させるということが問題になつてきて、中小金融機関が余資の運用に当たりまして、単に準備資産としてでなくて、収益資産として国債を保有し得るような、そういう経営基盤をつくつしていくというような政策が現在進められておるというふうに私は見えるわけでござります。すなわち、規模利益の追求による中小金融機関の再編成の進行でございまして、これが大量の国債発行と無関係であるというふうには思えないのでございます。そななりますと、当然中小金融機関の専門性、すなわち中小企業金融あるいは個人金融というようなものが圧迫されるわけでございます。そうした問題につきましてやはり十分な配慮がなされなければならないのではないかということでございます。

それから、第四番目に、昨年も公聴会の席で、

M_2 の増加率が大量の国債の発行に伴つて増加する

であろう、こういう指摘をしたわけでございま

す。事実は、この一年間は M_2 の増加率は比較的安

定しておりますし、今後もほぼ一三%前後で安

定していくのではないかというような予想が立て

られております。問題は、その増加率の数字では

なくして、その寄与度の点でござります。御承知の

ように、五十一年十二月末で対前年度比一三・五

%の M_2 の増加率に対する貸出金の寄与度は一一・

五%にすぎないわけですが、有価証券のうち国債

は四・五%に達しておるわけでござります。

は、財政の弾力化、国債発行の弾力化ということ

になりますが、特に、経費率を引き下げる

ことで資金コストを低下させるということが問

題になつてきて、中小金融機関が余資の運用に當

たりまして、単に準備資産としてでなくて、収益

資産として国債を保有し得るような、そういう経

営基盤をつくつしていくというような政策が現在進

められておるというふうに私は見えるわけでござ

ります。すなわち、規模利益の追求による中小

金融機関の再編成の進行でございまして、これが

大量の国債発行と無関係であるというふうには思

えないのでございます。そななりますと、当然

中小金融機関の専門性、すなわち中小企業金融

あるいは個人金融というようなものが圧迫されるわ

けでございます。そうした問題につきましてやは

り十分な配慮がなされなければならないのではないか

といふことは間違ひがないわけですが、今お

お聞きの問題でござります。

○委員長 安田隆明君 どうもありがとうございます

、それでは、引き続き、質疑のある方は順次御発

言を願います。

○福間知之君 いま村本全国銀行協会連合会会長

さん初め四人の方から所見を伺いました。大変御

苦勞さまでございました。

大体お聞きをしておりまして、村本参考人ある

いは中山参考人、それぞれ金融機関あるいは引受

が望まれるわけでございますが、それが容易でな

いだけにつまり國債の大量累積によりまして、

この M_2 の管理がいままでよりもむずかしくなるわ

けでございます。そこに、先ほど米各参考人が指

も出てくるわけでございまして、注意すべき問題

があるわけでございます。

つまり、当面は全体的な景気の鎮静があつて、

民間企業の資金需要が低いということで、増加率

の上では安定しておるよう見えてこの M_2 につきましても、その寄与度といいますか、通貨の増加

要因からすれば、いつでも大幅な増加に転ずる、

そういう要因を抱えた、そういう仕組みを持つた

ままであるということについては変わりがないわ

けであります。この点に何ら歎ための手立てが

あります。それで、この点に何ら歎ための手立てが

あります。それで、この点

て全額を振り込んで償還に充てていくくらいの手を打たなきゃならぬ。あるいはまた、私思いますが、に、景気が本だるみからなかなか回復に向かわぬようない。公共投資上期七〇%、前倒し十兆円からぶつ込むだけれども、果たしてそれでどうなのかもうううな危惧があるだけに、今年度の税収入もそんなに大きくは期待できないし、さらには来年度だって、新しい改定試算からいえば二七%以上の大国民所得増税をやるうと、きわめて、何といいますか実行可能かどうか首をかしげざるを得ぬような一つのもぐろみが高るわけあります。

それを裏づけるためにはどうしたって増税が必要であるということになりますが、その増税策をめぐっても、税調でことしの年末近くまで議論をして云々というふうなきさつになっています。私たちはその点をかなりこれから問題にしていかなきゃならぬと思って、いるんですけれども、肥後参考人いみじくもおっしゃられましたように、やはり返して、いくために一日も早くその赤字財政からの脱却を図るために、そういう余剰財源を償還に思い切って充てるほかに、必要ならば増税にに対する国民的な意識の啓蒙ということが必要だと、こういうふうにおっしゃられました。その点で多少具体的にどういうお考えを持っておられるだろうか、たとえば敷衍的に肥後参考人がおっしゃられたように、所得税、法人税等についての大幅な改革というものを必要とするのじゃないか。さらにはまた、比較的の先進国に比べて低位にあるいわゆる間接諸税というふうなものの改革ということをやっぱり前提とするべきではないのか。特に私は、優遇税率として不公平税制の最たるものであつた租税特別措置の大幅な見直しというものは当然のこととして含まれなきゃならぬと思うんですねけれども、そういう前提で肥後参考人は税制についての、増税方向に立つたどのような改革が望ましいとお考へになっていらっしゃるかということであ

それから、原参考人には、きょう初めて通貨供給量の問題、M₂の問題が触れられたわけですけれども、ことしはこういう不景気の中でござりますので、いまのお話のように、いまの御参考人のお話を中におありましたように、大量の国債発行がインフレーションを増長しないかとか、あるいはクラウディングアウトを引き起こさないかとかいうふうな懸念が、多少は触れておられます、が、M₂問題については原参考人が触れられただけでございませんけれども、果たして、景気の見通しにもよりましょうが、今年度短期だけでは別ですが、やや長期に見ますと、私はやはりかなりこれは問題ではないのか。それは単に景気を刺激、回復させていくというプラスの側面だけじゃなくて、御指摘のように、やはり通貨供給が非常に減ってしまって、一般庶民としては問題が出てくるのじゃないのか、こういうことに結局は影響すると思うのですが、参考人としてはその点のお見通しをどういうふうに考えておるか。

以上雑駁でございますが、お四方にまとめてお伺いしておきたいと思います。

をお非常に最高にさせるという意味からも、われわれとしては金利の自由化というものを一つの理想としてながめておるわけでございます。しかし、先生御承知のように、わが国におきましては年にはわたりまして金利がある程度統制されるということを前提として、現在の金融機構が引き上がつておるということもまた一つの歴史的現実でござります。

したがいまして、われわれはそういう中で、どういうふうにしていけばいいかということでございますけれども、この前の金融制度調査会の中間まとめでございますが、そこにも書いてございまますように、一気に金利の自由化ということに突き進みますならば、やはりいまのような歴史的現実として引き上がっておる現在の金融機構というものに少からぬ混乱と摩擦が起きてくるであろう。したがつて、現実の問題としては、金利の彈力化をしていくことが望ましい、これがわれわれの金利の自由化ないし弾力化に対する考え方でございます。

さて、先生御指摘のありました点は、それでは今回の国債の特例法に関連して一体弾力化ということをまずどういうことでしたらいいのだという御指摘であらうかと思います。で、私ども今回の国債の金利が引き下げられましたことも、全体の実勢金利に御追随なさったものとして非常に評価をしておるわけでございます。つまり実勢が変わつたからそれに応じて変えるのだという意味では非常に評価しておるわけでございます。また全体の財政政策、金融政策として現在の最大の問題であります景気対策というものに対して全体としてわれわれは評価しております。したがつて、その中の一環として行なわれた国債金利の引き下げも評価しております。ただ、その幅が適正であるかどうかといふことは、これは一つの御当局の誘導もございますから、これから実勢価格がどういうふうに推移するかということと違いましょうし、そういう新しい実勢価格に応じてまた上げなり下げなり 弾力的に対応していくだくことがまず第一であろ

うかと思います。

では、どうすればそういうふうに弾力的に、ひとり国債のみならず、長短期の金利を通じて、どうすれば弾力化ができるかという点につきましては、先ほど先生御指摘になりましたように、やはり金利決定機構の一元化ということが、一つの金融機関としては私どもは望ましいと、かように考えておるわけでございます。

次に、先生御質問の中期国債の点でございますが、私どもの説明が足りなかつたのか、多少私どもの考え方でありますことと先生のおっしゃつたこと違つてござりますが、昨年私ども銀行協会といたしましては、中期国債の発行に反対したといふうには考えていいのでござります、先生おっしゃいましたように、国民のいろんな金融資産上のニーズがあるんだから、国債も単に十年もの一本じゃなくて、もう少し短いものがあつてもいいではないか、そういうことをわれわれは申し上げたわけであります。ただ、現実の発行の際のその条件は、やはりいろんな金融資産のバランスということを考え、公平になるようにしていただきたいというふうに申し上げたつもりでございます。

先ほど中山参考人から四月には長期国債が千六百億円売れれた、それからまた中期国債が八百数十億円売れたというお話をございましたが、私どもいまわれわれの、わが国で出ておりますのは十年もの一本であつたわけでございますが、最近中期国債が出てまいりまして非常な人気を博したわけですが、諸外国などで見ますと、条件の弾力化、多様化というのは、わが国より数段バラエティーに富んでおりまして、アメリカなどでは三ヶ月、六ヶ月、一年という期限のものから十年まである

とか、それで金利の高いときには短いものをさつと出す、安いときには長いものを出す。また、イギリスにおいても二ヶ月とか、五年未満とか、非常にそのときの情勢に応じまして金利も弾力化しておりますし、また発行形態も多様化していると。これから国債の大量発行時代に向かいまして、わが國もこういうような諸外国の形態を十分に参考しながらやつていかれたらどうかと思ひます。長い間金利が統制されておりましたが、いま全銀協の協会長が申し上げましたように、今回の金利の手直しというのはきわめて弾力的に行われましたし、非常な実勢を尊重した線に近づいたというぐあいに考えておるわけですが、しかし、こういうものは一気にいきませんので、全く売る立場からいえばまだ若干いろいろ不備な点もあつたかと思いますが、今回の諸情勢からすれば、從来の状態からすれば非常に弾力化に一步近づいた。今後ますますこういう面で非常に弾力的に運用していただければわれわれは大変幸いするんじやないかと、というぐあいに考えております。
ほかにまだ何かございましたら……。

と、たとえば先ほど三千億の特別減税の点につきまして大分耳ざわりな意見を申しましたけれども、あれはあのような減税方法というの、一九七五年のアメリカの連邦所得税の改正に非常に準じたやり方であるわけでござりますが、アメリカのフォード政権でのタックスクレジットを導入しましたときには、あれは課税最低限のかわりに、税額控除を選ぶという方法をとったわけでござります。日本の場合には、課税最低限も引き上げるし、それから税額控除もまた導入するといふ、結局、方式をおどりになられたわけでございますが、私はやはりそういうところに、所得税の税収を確保する場合のむずかしさというようなもののひしひし感じるわけでございまして、一般的に申しますと、所得税はいい税金であるから、わしろその負担能力がある人たちからたくさん取るようにして、できるだけ所得税といふものの比重を下げないことが望ましいというふうに考えているわけでございますけれども、そういう意味では、たとえばタックスクレジットを選択するということは、課税最低限は低くするということです。いまして、たとえはドイツの七五年税制では、むしろ扶養家族控除を児童手当に切りかえたかわりに、所得税の扶養家族控除は全廃したわけでござります。先ほどアメリカの所得税について申しましたが、そのような点で所得税に対する現在の国民の対応の仕方が非常に安易なのではなかろうかと考えております。

行に伴って税制上もやはり問題になつてくるということを、関連のことを申しました。そういう意味で、利子・配当課税の問題は、所得税として一つ問題でありますと同時に、たとえは受取配当金算入、支払い配当源泉課税というような形をとりますと、これは法人税の問題でもあるわけですが、まして、單にかなり長期的な観点に立つて法人税の扱い方を検討すべきである。現在は、利子・配当課税を有効にするためにも、源泉税率を上げて、そして総合課税の基盤を整備すべきであると思つておりますが、その税負担が国際競争力と十分にバランスのとれたものであるよう配慮は私はやはりする必要があろうかと思っております。直接税に対する抵抗が非常に現在強いといふ点から申しますと、やはり最終的には納税者である国民にこの直接税か間接税かの選択をしてもらわなければならない。直接税を通した増税といふものが非常に不可能であるとすれば、やはり大幅な税収入を確保するためには、一般消費税の導入が必要ではなかろうか。ただ、一般消費税の導入につきましても、外国の場合には、これは前に取り高税なり製造者売上税なり、そういうものの実績があつた上で付加価値税の導入があつたわけですが、そこまでいふと、これは前に取扱いがございますから、一挙に付加価値税にいくのか、あるいは中間段階に一般消費税を取り上げるのか、という点が、個別消費税の増税とあわせて検討されなければならないと思つております。

○参考人（原司郎君） 一つは、金利自由化の問題についても触れるようになりますと、どうぞいまして、ふうに私は理解しておりますけれども、なお検討の余地があるいはあるのではないかという気がしております。

貯金の金利ではないかというふうに考えます。中低位所得者層について見ますと、必ずしも金利が預金サービス選択の指標になつてない。たとえば消費者物価の上昇率が非常に高くなりまして、実質金利が下がつたときでも預貯金がふえておると、こういうことでありますと、必ずしもほかに代替して選ぶ貯蓄手段が乏しいということもありまして、金利との彈力的な関係というのは弱いんじゃないかというふうに考えるわけでございまして、恐らく自由化すれば大口預金の金利は上がります。恐らく自由化すれば、小口、零細な預金はそれよりも低い水準に抑えられるであろうということになりますと、いま問題になっておりますインフレ減殺の議論としては別な形で動いてしまうだらうということで、どうも私は、そういういた意味で、庶民の預金金利といふようなものについては、必ずしも自由化なり弾力化の対象にしてよいかどうかということに疑問を持っておるわけでございます。

ちよつと郵貯にも触れられましたので、私見を述べておきますと、民間資金と公共資金の配分のあり方というものと、それから郵貯と民間金融機関の預金をどう伸ばすかということの問題とは一応切り離して考えるべきではないか。つまり、公共資金・公共部門の資金需要が非常に大きいかから郵貯を伸ばすということは当たらないのであつて、郵貯は郵貯なりに国民の零細な貯蓄を吸収するという使命を果たせばよいわけであります。そこで、そこは先ほど述べましたような庶民預貯金との発行という手段があるのでありますから、民間が集めた資金を活用していくという方法をとればよろ

しいかと思います。ただ、郵貯は国営の金融機関でありますから、その国営の金融機関が集めた資金の配分に当たっては、やはり国民の福祉であるとか、あるいは公共の利益であるとかという観点に立つて配分すべきであるというふうに考えます。

それから、後の方の私個人に与えられましたM₂の問題は、御指摘のように、長期的に見ればインフレを助長する要因を多く持っておりますし、クラウディングアウトの問題が先ほど指摘しましたようにあると思うんですが、特に私が先ほど指摘しましたことは、結局、市中金融機関が大量の外債を持つておられて、その中で国債の大口消化先であるといいまして、したがつて、昨年の実績などを見ますと、結局、全体の有価証券の増加額というのは、国債の保有額だけにちよほど見合つておられるわけでありまして、そのことは、そのほかの有価証券を売却されたということになると、わかるわけで、その売却された先は、中小金融機関であるとか、あるいは農業系金融機関であるとか、それから場合によつては法人企業部門の手元流動性というようなものの投資対象になると、いうことだと思います。

で、そういう場合には、もし金利を比較的国債の利回りを低い水準で安定させようということであれば、日本銀行はどうしても買いオヘをしなければならないわけでありまして、その度合いといふのは、恐らく民間の資金需要がどの程度出てくるかということによって決まつてくるわけでござりますので、したがつて、そこでの歴史めはしないじやないかというふうに思います。もし、資金需要が出てきまして、今度金融引き締め政策を行つといふことになれば、民間設備投資等の企業の資金需要を抑えようとなれば、これだけ大量の国債が出ておりますから、クラウディングアウトといふ方法でよろしいわけであります、公共部門の資金需要を抑えようということになりますと、先ほども述べましたように、国債の弾力化といふことが問題になるわけであります、これは恐らく

財政政策の現在の性格からしてなかなかむずかしいのではないかということになると、やはり全体としてのM₂の増加率というものにつながつてくるのではないかという意味で危惧を申し述べたわけでございます。

以上であります。

○委員長(安田隆明君)

どうもありがとうございました。

参考人の方には、恐縮でございますが、質問者は予定持ち時間を持っておりますので、御協力を

お願ひしたいと思います。

○鈴木一弘君 村本参考人にはまず伺いたいと思いますが、金融機関の保有の国債について大蔵省では、いままでも流通市場への自由売却については全く禁止したこともないし行政指導で規制したことなどないというけれども、そういう中でも実質的には自由売却ができるなかつたというような、そういう事情についてお話を伺いたいと思うんで

す、一つは。

それから、やはりその一つの理由としては、流

通市場へ国債を売却した場合、いままでの売買の

理由ではなかつたかと思います。しかし、その買

いオヘも、こういうような大量の国債発行といふ

状況下になつてきますと、やはり金融機関の保有

高が高まつくると、それが今回の八十二銀行や

ロスがありますから、そういう点で流通市場へ売

るよりも一年間保有しておいて日銀の買いオヘに

応じた方が有利であると、こういうことが一つの

理由ではなかつたかと思います。しかし、その買

たのが四兆円でございます。これは第三の御質問ともかかわって来るわけでございます。非常に大きさに申しますと、十一兆円の実質預金の増加に対して、約三〇%に当たる三兆三千億の国債を引き受けしたと。そして先生御指摘のように、若干債券を売却したりして、結局四兆円の債券の増加になつておるというのが去年の実情でございます。したがいまして、これだけ大きくなつてまいります。しかしながら、やはり國債の流動化申しますか、それを売却するという方向も考えないよう配慮しながら、やはり國債が発行され、申しますか、それを売却するという方向も考えていかなければならぬと思います。

で、先生の第二の御質問は、若干の銀行が売却

をしておるようであるが、一体日本銀行に売る方

が有利だから一般に売却しないで待つておるので

はないかという御質問であったかと思ひます、

確かに大量の國債を一遍に流通市場に出せば、そ

の場合は価格が恐らく暴落するでございましょう

から、先生のおっしゃるようなことがないとは申

せません。しかし、日本銀行さんが買いオーバーをな

さる価格は、いわゆる流通価格でお買上上げをな

さつて、われわれ金融機関はそのときに処分損を

出しており、つまりわれわれはお引き受けした金

額よりも安い値段でお引き取り願つて損をしてい

たというのだが、これまでの大勢でござります。現

在は國債相場が少し上がってまいりましたから、

若干事情は違うわけでござりますけれども、從来

はそういうふうなことでござりますから、理論的

に市場で投げ売りするということを考えれば、日

本銀行が買い上げの値段はいいかもしれません

が、しかし、そのときの流通価格でお買上上げに

なるんだということを申し上げておきたいと思ひ

ます。

先生御質問の第三の点は、地方債も加えれば非

常に膨大なことになるが、それはどう対処するん

だという御質問であるうかと思ひます。先ほどの

お答えの中でやや触れてしまつたわけでございま

すが、昨年度もそういうことで十一兆円の実質預

金が増加いたしました、有価証券の総増加が四兆

円、つまり四割近くのものをわれわれは有価証券

の増加に割いたわけでございます。その間貸し出しの増加額は九兆九千億円でございましたけれど

も、これは先ほど米お話をございましたように、

資金需要が鎮静をいたしておりましたので、われ

われはそこでいわゆるクラウディングアウトとい

う問題は起らなかつたと思ひます。ただ、本年

度はそういうことでかなりの國債が発行され、し

かも、後半景氣次第でまた資金需要が起こつてく

るということになりますと、われわれとしてもな

かなか問題でござります。先生御指摘のように、

流通市場、國債管理政策の再検討と申し上げたの

もそういう点でございまして、國債の流通市場を確立していただくことと、一方でまたそういう経

済状態の変化に応じて機動的な金融財政政策をお

確立しておる次第でござります。これをもつて三

〇参考人（中山好三君） 御質問の三點について、

第一は、銀行その他の売りで値崩れして市場が混

乱しないかと、ということございますが、いま協会

長もちょっと触れられましたんですが、五十一年

度の公社債の売買高がすでに七十四兆円になって

おります。そのうち國債のその中に占める売買が

三兆三千億で、約五十一年度は五%という比率で

ござりますが、今後都銀、市銀売りが若干出来まし

ても、無計画に売られるわけではございません

し、また、売り物が大量に出れば値段が下がつて

まいりますから、そこに市場の調整機能が作用し

てくるということで、まず混乱は避けられると思

うので、極力ある程度流通面の流通化を図つてい

ただきたい、かように考えております。

それから、二番目の御質問の個人消化の点につ

いてでござりますが、これは非常に重要な意義を

持つておるので、われわれも今後とも一生懸命や

うので、個人消化を促進させておるわけですが、その際には、

戦時中でもあつたため利子課税の免除から國債

というものが発行されておるわけです。それ

で三十八年、四十二年はもう國債を買う人は全部

利子課税免除というような恩典を持って発足して

きるわけです。直近に至りましても戦前は、

昭和七年には日銀の内規を改正しまして、國債を

担保に持つてくるものについては金融は一律に最

低の公定歩合を無制限に適用するということと

か、昭和十二年には法人の普通所得のうち、國債

利子に対する割除を認めるとか、昭和十

三年四月には、利子四分以下の國債には利子に課

稅しないとか、十七年の六月には七千円までは税

は間接金融でありますから、一度金融機関に入つ

円、つまり四割近くのものをわれわれは有価証券

の増加に割いたわけでございます。その間貸し出しの増加額は九兆九千億円でございましたけれど

も、これは先ほど米お話をございましたように、

資金需要が鎮静をいたしておりましたので、われ

われはそこでいわゆるクラウディングアウトとい

う問題は起らなかつたと思ひます。ただ、本年

度はそういうことでかなりの國債が発行され、し

かも、後半景気次第でまた資金需要が起こつてく

るということになりますと、われわれとしてもな

かなか問題でござります。先生御指摘のように、

流通市場、國債管理政策の再検討と申し上げたの

もそういう点でございまして、國債の流通市場を確立していただくことと、一方でまたそういう経

済状態の変化に応じて機動的な金融財政政策をお

確立しておる次第でござります。これをもつて三

〇参考人（中山好三君） 御質問の三點について、

第一は、銀行その他の売りで値崩れして市場が混

乱しないかと、ということございますが、いま協会

長もちょっと触れられましたんですが、五十一年

度の公社債の売買高がすでに七十四兆円になって

おります。そのうち國債のその中に占める売買が

三兆三千億で、約五十一年度は五%という比率で

ござりますが、今後都銀、市銀売りが若干出来まし

ても、無計画に売られるわけではございません

し、また、売り物が大量に出れば値段が下がつて

まいりますから、そこに市場の調整機能が作用し

てくるということで、まず混乱は避けられると思

うので、極力ある程度流通面の流通化を図つてい

ただきたい、かように考えております。

それから、二番目の御質問の個人消化の点につ

いてでござりますが、これは非常に重要な意義を

持つておるので、われわれも今後とも一生懸命や

うので、個人消化を促進させておるわけですが、その際には、戦時中でもあつたため利子課税の免除から國債

というものが発行されておるわけです。それ

で三十八年、四十二年はもう國債を買う人は全部

利子課税免除というような恩典を持って発足して

きるわけです。直近に至りましても戦前は、

昭和七年には日銀の内規を改正しまして、國債を

担保に持つてくるものについては金融は一律に最

低の公定歩合を無制限に適用するということと

か、昭和十二年には法人の普通所得のうち、國債

利子に対する割除を認めるとか、昭和十

三年四月には、利子四分以下の國債には利子に課

稅しないとか、十七年の六月には七千円までは税

は間接金融でありますから、一度金融機関に入つ

る

をかけないとか、あるいは十九年には一萬円に引

き上げるとか、國債の歴史を見ますと、何と言つ

ても減税がうらはらになって発行されてきてい

る。

今日、マル優の恩典を受けながらも、この当時

の戦時中の比率からすれば、まだ非常に低い

恩典になつておりますが、今後、個人消化を進め

ていく上においては、ぜひこういう点を考慮をい

うぐあいに考えておりますが、御参考までに諸外

国の例を申し上げますと、アメリカが大体個人消

化が、國民個人金融資産が七百六十兆に対して四

兆に対し七%，西ドイツが國民金融資産が百兆

%の消化比率を持つております。イギリスが九十

本の場合には個人金融資産が百七十兆円に対し

〇・七%というような低水準でございまして、こ

れは國債が管理政策によって市中公募を主軸にし

てきた結果こううことになつて、非常に個人消

化の面がおくれてまいつたわけでござりますが、

今後はこういう環境になりましたので伸ばしてい

きたい。そして、この背景としては先ほど米申し

上げましたように、条件の多様化とか実勢に合つ

た条件だとか、あるいは種類を諸外国のように一

ヶ月とか三ヶ月、六ヶ月とか、そのときに応じま

していろいろ変化のある条件をやつしていただき

い。

〔委員長退席、理事上條勝久君着席〕

もう一つは、何といつても國債の歴史を見ます

と、わが國の戦前からの発行が、大体明治三十八

年に発行されて四十二年と、こういうぐあいに國

債の歴史が続いているわけですが、その際には、

いまと、魅力のある貯蓄手段としての國債とい

うことは好ましいことであらうかと思ひます。

ただ、魅力のある貯蓄手段としての國債とい

うことは好ましいことであらうかと思ひます。

とになりますと、先ほどの中山さんのお話をござ

いましたように、必ずしも利回りだけではあります

んで、税制面との関連が大きいわけですが、今

は、その場合に、國債の個人消化を促すために、

他の貯蓄手段、とりわけ債券と比較して格別に國

債だけを優遇して、個人消化を國債だけについて

促すことがあります。

干渉問題があります。

一つは、わが國にいろいろあります貯蓄手段、

わけでも債券というものは、それぞれ資本配分に

大きな役割りを果たしておるわけですが、今

は、そういう金融秩序といいものを、國債のところだけ優遇して個人消化を促して崩していくとい

うことは問題があるのではないだろうか。現在

は間接金融でありますから、一度金融機関に入つ

る

をかけないとか、あるいは十九年には一萬円に引

き上げるとか、國債の歴史を見ますと、何と言つ

ても減税がうらはらになつて発行されてきてい

る。

今日、マル優の恩典を受けながらも、この当時

の戦時中の比率からすれば、まだ非常に低い

恩典になつておりますが、今後、個人消化を進め

ていく上においては、ぜひこういう点を考慮をい

うぐあいに考えておりますが、御参考までに諸外

国の例を申し上げますと、アメリカが大体個人消

化が、國民個人金融資産が七百六十兆に対して四

兆に対し七%，西ドイツが國民金融資産が百兆

%の消化比率を持つております。イギリスが九十

本の場合には個人金融資産が百七十兆円に対し

〇・七%というような低水準でございまして、こ

れは國債が管理政策によって市中公募を主軸にし

てきた結果こううことになつて、非常に個人消

化の面がおくれてまいつたわけでござりますが、

今後はこういう環境になりましたので伸ばしてい

きたい。そして、この背景としては先ほど米申し

上げましたように、条件の多様化とか実勢に合つ

た条件だとか、あるいは種類を諸外国のように一

ヶ月とか三ヶ月、六ヶ月とか、そのときに応じま

していろいろ変化のある条件をやつしていただき

い。

〔委員長退席、理事上條勝久君着席〕

もう一つは、何といつても國債の歴史を見ます

と、わが國の戦前からの発行が、大体明治三十八

年に発行されて四十二年と、こういうぐあいに國

債の歴史が続いているわけですが、その際には、

いまと、魅力のある貯蓄手段としての國債とい

うことは好ましいことであらうかと思ひます。

ただ、魅力のある貯蓄手段としての國債とい

うことは好ましいことであらうかと思ひます。

とになりますと、先ほどの中山さんのお話をござ

いましたように、必ずしも利回りだけではあります

んで、税制面との関連が大きいわけですが、今

は、その場合に、國債の個人消化を促すために、

他の貯蓄手段、とりわけ債券と比較して格別に國

債だけを優遇して、個人消化を國債だけについて

促すことがあります。

干渉問題があります。

一つは、わが國にいろいろあります貯蓄手段、

わけでも債券というものは、それぞれ資本配分に

大きな役割りを果たしておるわけですが、今

は、そういう金融秩序といいものを、國債のところだけ優遇して個人消化を促して崩していくとい

うことは問題があるのではないだろうか。現在

は間接金融でありますから、一度金融機関に入つ

る

たお金が、ある程度の金融行政の指導もありながら、金融機関の自由裁量で配分されて、その中に国債も一つのポートフォリオとしてあるわけですが、その場合に、現行がもちろんいいといりますが、そこではあります、やはり全体のそうした資金分配の中で考えていかなければいけないんだよなあとかそういうことが一つ。

して、たとえば割引国債などがどんどん累積していくました場合に、消化しておる個人層の内容も問題ですけれども、将来、金融引き締め政策などがとられた場合に、国債整理基金特別会計で十分価崩れを防ぐだけの力が持てるかどうか、その辺の能力とともに絡み合わせながら個人消化を伸ばしていくということが必要で、急激な伸長というのには問題があるのじやないかというふうに考えます。

○三治重信君　まず最初に、村本参考人にお聞きいたしますが、いわゆる銀行関係は、この国債の売却については、直接政府から借りられるだけで、個人に、何というのですか、売るということのすか、銀行側の個人に売るということについての希望はどうか。

それから、定期預金なんかの担保よりも非常に貸しについてぼくは消極的だと思うんですが、こういう問題についても、土地とか不動産なんかには非常に大きな企業、そういうものについての融資はするけれども、こういう公社債の個人的な担保を零細に貸すということについて非常に消極的だと思うんですねが、こういうものをもつと積極的にやらないと、公社債の個人消化というものが私はできぬと思うんですが、銀行側ももつと担保貸しをする関係をしていかないと。

それから、二番目に中山さんにお聞きしますが、この民間資金の需要が出てきた場合に、公債との競合が出てくるのですが、そういう場合にクラウディングアウトということは銀行も、皆さん方もおっしゃるんですが、そういうことについて

皆さんは、どういう条件のとき、おれたちがそれをやうやくやなことが必要だと思うときには、政府なり何なり言うから、そこですぐ考えてくれといふか、そういうことは心配だけれども。それは、何といいますか、先に政府が、いや日銀が、どこがそういうことについて責任持ってやつたらいいかと思うが、政府ということか、日銀ということか、その点一つ。

それから 肥後先生にお尋ねしますが、私も赤字公債の完全消滅を五十五年度政府がやるということを一応やっていますが、こういうものを実行させるためには、今年じゅうに、財政制度審議会にも入つておられるそうですが、今年じゅうにその対策をしっかりと立てていただいて、そうして五十三年度から実施すると、政府に、政府、国会にそういうことをしっかりとやつてもらう、その材料をきちんと組み立ててもらうということが必要だという御意見ですが、そういうものを今年じゅうにできる見通しですか。私もぜひそういうことをやっていただきたいと思うんですけど。

以上でございます。

えたいと思します。

第一問は、いわゆる国債の窓口販売ということに主眼があるのではないかと存じますが、私どもは、従来国債の窓口販売はできることになつておきましたけれども、中山さんの方とのお話し合いで、従来やつておりますん、国債については。ただ、これは協会でどうこうするということではなくて、私の私見を申し上げますけれども、こううふうに国民の金融資産に対する運好がいろいろになり、しかも、国債が大量に発行されてくることになりますと、国民の皆さんに国債を購入しやすいように私どもとしてできるだけ努力をするのが、私どもの務めでもあろうかと思いますのうで、私個人としては、ほつほつそういうことを検討すべき時期に来ていいのではないかと思つております。ただ、従来は、そういうふうなことでは私どもは円滑に処理してきたというふうに考

ております

それから第二に、先生の御質問は、国債をもう少し担保として優遇せよという問題であろうかと思います。私どもは、貸し出しの担保として、そ

それぞれの銀行でいわば担保品規定と申しますが、そういうふうな規定を設けてやつておるわけでござりますが、有価証券担保金融については私ども積極的に実施しておるつもりでございます。たゞ

だ、先生がおっしゃるのは、零細な人たちが持つたときに、それが簡単に貸してもらえないじゃないかという御指摘もあるうかと思ひますが、いか

この点は、実は一つは、有価証券は換金性がいいこととも一つの特徴でございまして、ある期間、長きにわたって借りるようですが、その間の間違へるを判別していくといふ、緊張感を抱かざしがち

むしろ金利がおいたるから、容易に換金できることも、その方がいいという面もあるわけでござります。しかし、私ども、これからいわば銀行の大衆化と申しますか、そういう路線を進めていきます上に

は、国民のそいつたニーズにもできるだけこなれていくべきだ、かように考えております。ただ、実際はいま申し上げた、果たして長期にわたって借りるので、さつと処分してそれ以後に利潤を得る

を払わないいのと、どちらが有利かという問題もあることを申し上げておきたいと思います。

○参考人 中山好三君 御質問のクラウディングアクトは起つてない、ひと、うことと、もしそつ

うぐあいになつたときにはどう考へるか、こううのが御原告だつたと思ひますが、当面は民間の資金需要がございませんので、この程度の国债も

ここに当分納くことにしては危険ないと考えております。もしそういう気配が出てきたならば、政策面での配慮と同時に、歳入動向を見て機動的な国債の減額をしていただく必要があるうと思いま

す。そういう雰囲気になりましたときには、金融機関を含めましてわれわれ業界すべて、監督官署と御相談しながらやっていくべきじゃないかといふふうに考えております。

いますが、やはり、負担の増加を求める前提

として、負担の公平化を図りながら、それがぜひともやはりその赤字公債を解消できるような税制改正を実現するよう、国民は努力しなくてよい

○野末陳平君 初めに、中山参考人にお伺いしま
らないのだろうと思ひます。また、国会において
もそのような方向でひとつ御努力をお願いしたい
と思います。

先ほどから個人消化の問題が出ておりますけれども、かなり順調であるよう聞いておりますが、この個人消化の中身ですね。中身といいます

と、つまりいま十年ものが中心ですから、十年このまま持ち続ける人がどのくらいいるかどうか、それはわかりませんけれども、現在までのところ、この風の立場で、かつて手持つたままでどう

この個人の立場で、手始めの口座で、何とか割合でいるのか、あるいはもう二年、三年でもつて大体回転しているのか、その辺の実態ですね。私、債券部などで窓口の感触を聞いて

みますと、二、三年で大体一回転しちゃうんじやないかというようなことも聞くんですね。ですかから、その辺のことも参考にすると、先ほどから話に出でております発行条件の多様化というようなこ

とを考える場合にも、何かヒントがあるかもしれません。今まで出ていない点ですので、それをまずお聞きしたいと思います。

この連の政策で景気回復が期待されているわけですが、現実はどうかと、いろいろ不安な点もあるようですが、このままで行き

まして、現場の感触としてお聞きしたいのは、もう一回金利の引き下げというのを望む声が強まつてくるのかどうか、この辺のことなんですが、もちろん年内というわけじゃないが、近い将来、と

ということは、やはり二年くらいの間ですね。そんな点についてどんな感触をお持ちかといふとを。

それから、肥後参考人と原参考人にお聞きしたいんですが、これは、もう客観的に学者の立場

で、個人的な意見で恐縮ですが、五十五年度に赤字国債から脱却するという、この目標は福田さんあたりもしきりと強調しているのですが、現実に国会のいろんなむずかしい運営の面とか、あるいは世論の動向とか、そんなことを含めまして、可能性として脱却できるのかどうか、率直に言うと何かむずかしそうじやないかということが結論になってしまい、そらなんですが、これは現実的に非常にむずかしいのか、それとも努力では、これは単なる努力目標じゃなくて、実現できるじゃないかという点をどういうふうに客観的に判断されているか、その辺をお聞きしたいと思いま

す。

以上二点です。

○参考人(中山好三君) 消化状況のはね返りについてますお答えしますと、残高に対して一〇%前後が當にはね返っておりますが、平均の保有が五、六年でございます。個人消化が余り無理なく行われていたために、このような保有が比較的他の債券類に比べて長いんじゃないかと思います。それとマル優の非課税適用で長期に積み立てているというのもこの国債の特徴であって、それがこういうふうに保有年限が長くなっているのじやないか、こういうふうに思つております。

それから、先般五年もの——御参考までに申し上げますと、割引国債が非常に人気がございましたので、これが期限五年でございましたけれども、百万円未満で四二%、百万円から五百万円で四九%でございまして、一件当たりの平均は百八十万円になっております。比較的個人消化がこの御質問の少ない面でかたまつておるため、どうぐあいに考えております。

○参考人(村本周三君) 野木先生、大変むずかしい御質問で、ちょっと私の能力を超えて、いるのではなかろかと思いまますが、まず第一に、現在の景気の状況でござりますけれども、先ほど中山参

考人からも申し上げましたように、昨年は四半期ごとに三・二、一・三、〇・四、〇・六と、七十九、十先一一十二月と非常に中だるみ現象が現るようになりました。ことしの一月にありますても、二月の生産を見たところではどうもその中だるみがちっとも解消していない。三月になりましたし、輸出は相変わらずいいというような状況で、私ども三月はもう少し生産なんかの数字もよくなるんではないかと期待をしていたのですが、御承知のように前月比〇・九%ということございました。これはその内容を少ししさいに見ますと、調子のいい産業では、確かに私どもが期待したようなことがすでにあらわれておるのであります。それが、調子の悪い産業が足を引っぱって、二極化現象と申しますか、そういうことがございましたために、平均としては中だるみとしてあらわれておるということでございます。

そういう勢いから考えてきますと、この四一六年は、五十二年度の予算がもう通過いたしましたし、こういうふうな財源的な裏打ちも行われて、前倒し七三%ぐらいの御契約を公共事業についてなさるというとございますが、そういうことがございましたために、平均としては中だるみとしてあらわれておるというふうにならぬだろうかというふうな見通しをして、はらはらしながら実態を見ておるというのが実情でございます。

○参考人(肥後和夫君) いまの村本さんのお話にありました、景気の動向をどう予測するかと申しますと、税収の自然増がどの程度あるかということに左右されてしまりますが、現状では非常にその点は楽観できないような状態ではなからうかと思つております。それで、財政制度審議会の会長をしておられます桜田さんが、個人的な中期予測を発表されました。桜田さんの中期予測によると、五十五年度にも赤字公債はまだ二兆円ぐらいたるようなお話になつております。財政制度審議会の会長をしておられる方がそのような見通しをしておられるということで、なかなか前途は困難なものがあろうと、ひとつお察しいただきたいと思います。

○参考人(原司郎君) 私も大体いまの御意見と同じでありますけれども、もちろん私どもの立場では的確な予測はできないですけれども、やや中期的に見まして今後の民間設備投資の水準から考えますと、そう成長率が高くなるとは考えられない。それだけに公共部門の有効需要への寄与率とともに大きくなるのが続くということが考えられますので、五十五年度にはかなりむずかしいのではないかというふうに考えます。

○野末陳平君 ありがとうございました。

○委員長(安田隆明君) 参考人の皆様方、大変長い間有益な意見の開陳をいただきまして、ありがとうございました。重ねて厚くお礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後七時三十一分開会
午後零時四十分休憩

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案及び国際開港協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国の貿易が拡大を続ける中において特に航空運送貨物の増加には著しいものがあります。このような情勢にかんがみ、航空運送貨物に係る税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため関税法等の特例を定めるとともに、電子情報処理組織を運営する航空貨物通関情報処理センターの設立等に付し所要の規定を設けることといたしまして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、電子情報処理組織による税関手続について申し上げます。

納税申告その他の税関手続は、現行法では原則として書面によることとされていますが、これを電子情報処理組織を使用して行なうことができる」とといたしております。

また、電子情報処理組織を使用して税関手続を行なう場合の関税等の納付について、振りかえ納税制度を導入することといたしております。

第二に、電子情報処理組織の運営を行う航空貨物通関情報処理センターについて申し上げます。

センターコの資本金は、電子情報処理組織を共同で利用する政府及び民間が出資することとし、その設立には、通関業等に関する専門的知識を有する者が発起人となり、大蔵大臣の認可を要することといたしております。

このほか、センターコの運営の適正を期するため、その監督、役職員の守秘義務等につきまして所要の規定を設けることといたします。

以上、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同ください。すようお願い申し上げます。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、昭和三十五年に設立され、主として貧しい開発途上国に対しきわめて緩和された条件で融資を行い、これら開発途上国の経済的、社会的開発の促進に大きな役割りを果たしております。わが国は、その原加盟国として当

初出資を行ったほか、それ以後四次にわたる増資の際にも応分の出資を行つてまいりました。

前回の第四次増資は、同協会の昭和四十九年七月以降三年間の融資約束に充てる資金を貯蓄するものであり、予定どおり本年六月にはその全額が融資約束済みとなる見通しであります。このような背景の下に、第五次増資について関係国間で累次にわたり検討が行われてまいりました。この検討結果に基づき、本年三月の同協会理事会において、本年七月以降二年間の融資約束に充てる資金を貯蓄するため、総額約七十六億ドルの出資及びその分担等に関する総務会決議案が採択され、この決議案に対し、わが国は、本年四月既成投票を行いました。

わが国といたしましては、同協会に対する旺盛な開発資金需要や第五次増資を早急に行なうべきであるという強い国際的な要請等を勘案し、同決議案の定めるところに従い、同協会に対し新たに二千百三十四億六千二百八十万円の出資を行なうことを考えております。そのための所要の国内措置として、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受ける旨の通告を行なうことを考えております。

ささらに、今回の増資につきましては、少なくとも先進十二ヵ国が出資を行なう旨の通告を行い、かつ、通告を行なった國の出資額の合計が六十億ドル相当額以上となつた日に発効することとされております。仮にその発効が本年七月以降におくれることとなつた場合には、開発途上国の需要にこたえて国際開発協会が継続して活動し得るよう、増資が発効する前においても、関係国が同協会から要請に基づいて出資を行ひ、これを後日増資が発効した場合にはその出資とみなす措置がとられることが予想されます。

このような情勢となつた場合には、わが国といつても、この法律案の規定に基づき、必要な措置をとることも考慮しております。

以上、この法律案につきまして提案の理由と内

容の大要を申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

ますようお願い申し上げます。お詫び申します。

○委員長(安田隆明君) 両案に対する質疑は後日譲ります。

次回は十九日とし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十八分散会

一、銀行法の一部を改正する法律案

銀行法の一部を改正する法律案

銀行法の一部を改正する法律案

銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「祝日」の下に「土曜日」を加える。

附 則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

る。

第十九条第一項中「祝日」の下に「土曜日」を加える。

第四八六二号 昭和五十二年四月二十七日受理

税制改正と税務行政の民主化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区菅田町一、六二二

糸井千栄子外二千三十四名

紹介議員 近藤忠孝君

この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

第四八六三号 昭和五十二年四月二十七日受理

税制改正と税務行政の民主化に関する請願

請願者 福岡県田川郡赤池町一〇二五

綿貫康則外二千五百四名

紹介議員 渡辺武君

この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

第四九三八号 昭和五十二年五月四日受理

税制改正と税務行政の民主化に関する請願

請願者 三重県四日市市泊山崎町一〇二二

金井正人外四千九百五十三名

紹介議員 立木洋君

この請願の趣旨は、第三九三八号と同じである。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

昭和五十二年六月一日印刷

昭和五十二年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局